

長 建 協 発 第 1 6 2 号
平成 2 7 年 6 月 2 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

元請負人及び下請負人の間における労働災害防止対策の実施者及び
その経費の負担者の明確化に係るパンフレットについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り
厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省及び国土交通省において改訂ガイドラインの概要
をまとめた別添パンフレット「安全な建設工事のために 適切な安全経費の確
保が必要です」が作成されました。

つきましては、長崎県土木部長を通じ同両省より別添のとおり周知依頼がま
いっておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、改訂ガイドラインの詳細につきましては、下記の国土交通省ホーム
ページに掲載されておりますことを申し添えます。

☆国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html